

宣誓事項

宣誓事項における用語の意味は、宣誓事項に別段の定めがない限り、株式会社アプラス（以下、「アプラス」）が定めるアプラスキャッシュレス・消費者還元規定に従うものとします。

①キャンセルの場合等、補助金の交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないようB型決済事業者又は準B型決済事業者を通じて事務局に当該事実を報告すること。

②不当な取引の防止を適切に行うこと。

※不当な取引とは

- ・他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済をした結果として、自己または第三者が本制度による消費者還元を得ること
- ・架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本制度の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または第三者が本制度における消費者還元に基づく利益を得ること
- ・本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本制度における消費者還元に基づく利益を得させること

③加盟店に帰責する不当な取引によって、アプラスに損失が生じた際に、アプラスの損失額に相当する金額をアプラスに支払うこと。

④加盟店に帰責する不当な取引があった場合は、次に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を、事務局及び登録決済事業者並びにその委託先と共有することに同意すること。

- ・社名（個人事業主にあつては事業者名）
- ・代表者名
- ・代表者生年月日
- ・設立年月日
- ・当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
- ・当該社及び不当な取引が行われた店舗の住所
- ・不当な取引を行った事実
- ・当該社及び不当な取引が行われた店舗の振込先銀行口座番号

⑤本制度による消費者還元の対象となる取引においてキャンセルや返品が発生した場合に、アプラスの指示に従い、その旨を適切に申告すること。

⑥本制度に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスター等の掲示を行うこと。

※ポスター等の提供依頼については、各加盟店が事務局所定の加盟店向けツール発送用ホームページ（2019年7月公開予定）より申請してください。受付・発送に時間を要する（目安 1 カ月程度）ため、十分に余裕をもってご申請ください。

⑦店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポン等を発行し、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する場合には、その旨を消費者に分かりやすく表示すること。

⑧事務局が行う需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力すること。

⑨本制度に規定する中小・小規模事業者等の要件に該当しなくなった場合、速やかにアプラスを通じて事務局に連絡を行うこと。なお、中小・小規模事業者等の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、本事業の対象から除外される。

⑩提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず、国または事務局から公表される場合（統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む）があることに同意すること。

⑪アプラスを通じて、キャッシュレス・消費者還元施策の要件を満たしていることを証明できる証憑を事務局に提出できること。

⑫キャッシュレス・消費者還元施策に関する内容等について、国または事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

以上

2019年7月18日制定